

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）12月14日

北海道知事 鈴木 直道

1 事業の概要

(1) 業務名

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務

(2) 業務の目的

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等の省エネ設備の導入を支援する。

(3) 業務の概要

① 補助金の支給

補助金の支給対象者、補助額及び対象期間等は北海道が定める関係要領等による。

ア 周知

受託者は委託契約締結後、2月初旬を目処とし、速やかに補助金の内容及び申請方法等について周知すること。

なお、募集期間については、2月から3月、5月、7月の計3回の実施を想定している。

イ コールセンター設置

受託者は委託契約締結後、2月初旬を目処とし、速やかにコールセンターを設置すること。

ウ WEBサイト及び電子申請システムの構築

受託者は委託契約締結後、速やかにWEBサイト及び電子申請システムを構築すること。

エ 申請の受理、審査、補助金の支給

① 申請の受付や不備通知の連絡、追加書類の提出依頼を行うこと。

② 申請書類の審査及び採点、採点結果に基づく支給対象者の選定を行うこと。

なお、対象要件の審査においては、下記の各項目等について審査を要する。

・道内に所在する中小・小規模企業の当否

・経営状況（売上高または付加価値額の減少率）

・みなし大企業の当否

・道が過去に実施した類似事業（製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金、宿泊業環境整備緊急対策事業支援金、施設園芸エネルギー転換促進事業費、林業・木材産業物価高騰緊急対策事業費等。詳細については契約時に道と別途協議）での受給有無等

・導入予定設備の省エネ性能

③ 申請者へ補助金を支給すること。

※申請内容に不備がない場合は、各申請期間終了後、1ヶ月以内に審査結果を通知すること。

また、支給対象者から実績報告書の提出があった場合は、1ヶ月以内に額確定通知を通知するとともに、通知後1ヶ月以内に補助金を支給すること。

※申請者の採点については、道が別途定める基準に基づき行うこと。

オ 検査

実績報告書に基づき、検査（現地確認）を行う。なお、検査対象については、別途、道が決定する。

カ その他

上記に定める事項以外の補助金の支給に係る業務

② 報告書等の作成

受託者は、申請情報を整理の上、本事業の成果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の媒体及び部数等については、委託者と協議すること。

(4) 業務の委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）2月28日（金）まで

2 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に事務所又は事業所を有する者であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 道税を滞納している者でないこと、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと、また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- キ 暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。
- ク 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- ケ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
- コ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

3 企画提案の審査基準

- (1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容
- (3) 道施策との適合性

4 手続き等

(1) 担当部局

北海道経済部地域経済局中小企業課 担当：山崎

【連絡先】

〒 060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁本庁舎 8 F

電話： 011-204-5331（ダイヤルイン） ファクシミリ： 011-232-8127

(2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和 5 年（2023 年）12 月 28 日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 交付場所 (1)の場所で交付する

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和 5 年（2023 年）12 月 21 日（木） 15 時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 1 部

オ 作成方法 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務参加表明書作成要領による

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 令和 5 年（2023 年）12 月 28 日（木） 15 時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 9 部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1 部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの：8 部

提案者名等を記載しないもの 1 部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成方法 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務企画提案書作成要領による

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

5 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が 5 者を超えた場合、委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席

しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

- 6 最良の提案を行った者の選定方法
提出された企画提案書のヒアリングを通じて、予め定めた審査基準及び審査方法に基づき提案内容を評価し、特定者を選定する。
- 7 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。
- 8 再委託の禁止
 - (1) 再委託は禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的にその一部を再委託することができる。
 - (2) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。
 - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - (3) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者はあらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。
 - ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。
 - (4) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容を記載すること。
- 9 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
 - (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者側の負担とする。
 - (3) 企画提案の採否については、別途、文書により通知する。
 - (4) 提出された書類等については返却しない。
 - (5) 企画提案書を提出期日までに提出しない場合は企画提案の参加意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 契約保証金について
契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とするが、免除する場合がある。